

基山町議会
議長 末 次 明 様

総務文教常任委員会
委員長 松 石 健 児

総 務 文 教 常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

- 議案第 3 5 号 基山町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について
議案第 3 6 号 基山町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
議案第 3 7 号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第 3 8 号 基山町税条例の一部改正について
議案第 4 4 号 三神地区環境事務組合規約の変更について
議案第 4 5 号 令和 8 年度基山町一般会計補正予算（第 2 号）中歳入全般及び歳出所管分

本委員会は、9 月 7 日付け付託された上記の議案を審査の結果、議案第 3 5、3 6、3 7、3 8、4 4、4 5 号は原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

なお、議案第 3 5、4 5 号に対する審査の経過は次のとおりです。

記

議案第 3 5 号 基山町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について

本条例は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る事務手続きの誤りから本来、令和 6 年度事業費として 48,500 千円を国に報告すべきところを、11,470 千円少ない 37,030 千円で報告したために 11,470 千円が町の損失となった。そのため町の責任者としての責任を明らかにするため、町長及び副町長の給与を減額する特例条例を制定するものである。

条例内容は、令和 8 年 10 月から 12 月までの給料月額を町長は 10%、副町長は 5 %減額する。また、期末手当の算定基礎となる給料月額も減額後の金額を基に計算し期末手当も減額する内容となっている。

再発防止策について質したところ、業務の進捗管理と各課での課題共有の徹底、申請事務チェックリストを作成することで不整合や誤りが起こらない仕組みの構築、国・県への確認の徹底による再発防止、全庁的な研修の実施等を行っていくとの説明を受けた。

町民に対する補助金事務処理誤りに関する説明責任について質したところ、議決後にホームページで公表し、広報誌「広報きやま 11 月号」への掲載と、町長懇談会等での説明を実施していくとの説明を受けた。

当委員会としては、今回の認識不足とチェックミスが大きな問題へ発展し補助金返納を引き起こした。問題の楽観視が初動対応の遅れを招くため、上司への即時報告と組織対応に努めること。また、年度を跨ぐ事業の引継ぎには十分留意すること。徹底したリスク管理と、町民に対し随時丁寧な説明に努めること。併せて再発防止に努めつつも職員の業務意欲が低下しないよう配慮し、新規補助金の獲得などには引き続き積極的に取り組むよう提案した。

議案第 4 5 号 令和 8 年度基山町一般会計補正予算（第 2 号）中歳入全般及び歳出所管分

歳出

10 款 5 項 1 目 18 節 国スポレガシー事業補助金 1,200 千円

町は令和 6 年に佐賀県で開催された、国スポ（国民スポーツ大会）のレガシー（過去に築かれ、受け継がれていくもの）として、卓球競技の実業団設立を提唱しており、本年 11 月には一般社団法人の設立を目指し、佐賀県、基山・鳥栖地区の企業、卓球関係者等と協議を行っている。当該補助金は、一般社団法人の設立に向けた支援として計上されたものである。

事業目的と事業主体について質したところ、基山町で開催された国スポ卓球大会の成功レガシーを継承し、地域スポーツ振興、青少年健全育成、競技者育成、地域雇用による地域発展等に寄与するものとする。一般社団法人設立までは町が主導し、11 月に予定している設立後、定款等は議会へ提示するが、参加企業等が理事となり運営主体となる。町長は代表理事に就任せず、町は支援に留まるとの説明を受けた。

当委員会としては、将来ビジョンや支援内容、事務分担の線引き等、懸念することが多々あり、町民に対しての説明責任を果たせていない。具体的な事業内容を早急に提示するよう提案した。